・　世代をつなぐ

環境教育の実効性を高める上で、地域の文化や歴史等の伝承、若者の社会参加など、世代間の交流を促進していくことは重要です。世代間の対話の場を設けるなど、各世代の幅広い参加が得られるよう留意します。

・　場をつなぐ

家庭、学校、職場、地域等の様々な場で環境教育が提供されることが必要です。それぞれの場における教育効果が、他の場における教育や活動につながっていくよう留意します。

・　地域をつなぐ

人と人、人と環境、環境と環境とのつながりを俯瞰的に理解するためには、地域間の交流が促進されていくことが重要です。地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加が図られるよう、地方公共団体と連携、協働した取組を展開していきます。

・　施策をつなぐ

環境教育の対象は、様々な社会経済活動に関わります。地域づくりや防災、民間活動、事業者の社会貢献活動、国際協力等に関する施策の中でも環境教育は取り扱われます。環境教育を他の施策と適切につなぐことにより、効果的、総合的に実施していきます。

・　国をつなぐ

気候変動、生物多様性、海洋ごみなど、環境問題は世界規模で生じています。世界規模の視点に立った環境教育が展開されるよう、実践者の国際的なネットワークの構築に努めていきます。

⑵　環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

①　学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

ア　学校における環境教育

学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じた環境教育を行うこと、各教科間の関連に配慮しながら進めることが必要です。また、この際、異なる学年や小学校、中学校、高等学校等の間の連携、地域の住民や民間団体、事業者等との連携に配慮しながら進めることが大切です。

2008年（平成18年）に改正された「教育基本法（平成18年法律第120号）」においては、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されました。また、幼小中高の学習指導要領等においては、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容を充実しています。また、環境に関する教科横断的・総合的な学習は、多くの学校で総合的な学習の時間において実践されています。

今後、小学校、中学校、高等学校等それぞれの発達の段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、様々な社会経済活動、ビオトープや学校林等学校が有する施設等を活用し、生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。

また、関係府省は、国有林、国立公園、国営公園や河川等の公的な場や、国や地方公共団体等が設置、運営している施設を、体験活動の場として活用できるよう適切に対応します。

児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようにすることは重要です。このため、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の普及を図るなど学校における教育活動全体を通じた環境教育の更なる充実を図ります。

ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を実践する学校としてユネスコが認定するユネスコスクールをＥＳＤの推進拠点と位置付け、ユネスコスクールの学校間ネットワークを活用した交流・優良事例の共有や、多様なステークホルダーとの連携によるＥＳＤの実践等を通じて、教育手法の変革、さらには教員・児童生徒の変容につながる取組を推進します。

さらに、児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を充実することも重要です。このため、既存の学校施設の改修の際に環境を考慮した改修を行うこと、地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり等を通じて学校の屋外教育環境を整備充実させることにより、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。

また、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材の活用等を支援し、児童生徒等が環境保全のための技術やその実際の運用を体験することで、環境負荷の低減の取組についての理解を深めます。これらの取組において、学校周辺の住民が参加することを通じて、児童生徒等と住民の双方に学習効果を与えることも期待されます。

大学や大学院などの高等教育機関においても、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられています。また、高等教育機関や企業、ＮＰＯ法人等が連携して、大学生等に対する環境教育に資するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。これらを踏まえ、大学や大学院が自発的に教育研究の更なる改善を図る過程で、多様な主体との連携が進むよう、必要な情報提供に取り組みます。

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、ＥＳＤの視点から、地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められます。

このため、教職員の環境教育に対する俯瞰的な理解やカリキュラム・マネジメント等の実践力の向上など学校全体の取組（ホール・スクール・アプローチ）の向上に資する研修を実施し、展開していきます。

また、教職員の環境教育の指導力を向上させるためには、研修や講習等に参加することが重要であり、そうした参加が促進されるよう、各学校において環境の醸成や仕組みづくりが進められることを期待します。

一方、熱心な教職員は、自主的な研究会等で他の学校での先進事例を学び、地域の環境保全活動に参加するなど、自ら環境教育に関する研鑽を積んでいます。こうした教職員の自主的な取組を促進するための措置を講じるとともに、こうした一部の熱心な教職員のみに頼ることなく、学校における環境教育が組織として進められるよう、教職員への研修等が適正に行える環境の整備を進めます。

さらに、学習指導要領の解説や環境教育について解説した資料の活用、環境教育の実践例等を紹介した指導資料の作成、地方公共団体が作成した環境教育指導資料に関する情報の提供等を通じて、教職員の指導力の向上を図るための施策を推進します。

イ　地域等幅広い場における環境教育の推進

地域や家庭における環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、住民の意識を高めていくことや多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが大切です。その中で、昔から地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵をいかすことも大切です。また、2019年度からは、森林環境税（仮称）が森林環境譲与税（仮称）として市町村及び都道府県に譲与され、森林整備及びその促進に充てられることとなり、森林の保全に意識が向けられることが望まれます。さらに、地域ごとの取組と並行して、気候変動等の地球規模の問題については、地域間の交流を促進するなどして、全国的に取り組んでいくことも重要です。